○学校施設の開放に関する規則

平成18年４月１日教育委員会規則第11号

改正

平成23年９月22日教委規則第１号

学校施設の開放に関する規則

学校施設の開放に関する規則（昭和51年雫石町教育委員会規則第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、住民スポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、町立学校の体育施設を町民に開放することに関して必要な事項を定めるものとする。

（開放を行う学校等）

第２条　学校開放は、地域住民団体がスポーツ・レクリエーション活動の場として実施するものとし、学校施設の開放を行う学校は、町立学校全校（以下「開放校」という。）として、開放する施設は、体育館及び運動場（以下「開放施設」という。）とする。

２　学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会は、学校施設の管理運営上必要があると認められるときは、日時を変更して開放することができる。

（開放施設の管理責任者）

第３条　雫石町立小中学校管理運営規則（昭和39年雫石町教育委員会規則第１号）第34条及び教育財産管理規則（昭和56年雫石町教育委員会規則第５号）第２条の規定にかかわらず、開放校の校長は、教育委員会が学校施設の開放を行うものと決定した時間内においては、当該開放校の開放施設についての管理上の責任を負わないものとする。

２　開放施設を利用する団体として登録しようとするものは、管理上の責任を負うべき管理責任者を置かなければならない。

３　管理責任者は、教育委員会の指示を受け、開放施設の管理、開放施設を利用する者の危険防止及び安全の確保に当たるものとする。

（団体利用）

第４条　開放施設を利用することができるものは、町内に在住、通勤又は通学する者で組織する団体とし、開放施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に登録を行うものとする。

２　前項の規定により登録された団体は、利用のつど教育委員会の許可を受けなければならない。

（行為の禁止）

第５条　利用者は、開放校において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(１)　施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(２)　指定した場所以外の場所に立ち入ること。

(３)　指定した設備以外の設備を使用すること。

(４)　指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(５)　飲酒、喫煙をすること。

(６)　暖房機器以外の火気の使用をすること。

(７)　騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

（利用の停止等）

第６条　教育委員会は、利用者が前条の規定に違反し、又は開放施設の管理運営のためにする管理責任者の指示に従わないときは、開放施設からの退去を命ずることがある。

２　教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に開放施設の利用の停止若しくは開放校からの退去を命ずることがある。

（利用者の賠償責任）

第７条　利用者が、開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、管理責任者は教育委員会に、その旨を速やかに届け出なければならない。

２　利用者は、故意又は過失により開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月22日教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月19日教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 開放する日 | 開放する時間 |
| 体育館 | 休業日 | 午前８時～午後９時 |
| 休業日以外の日 | 午後５時～午後９時 |
| 運動場 | 休業日 | 午前５時～日没 |
| 休業日以外の日 | 午前５時～午前７時  終業時～日没 |

備考　休業日とは、雫石町立小中学校管理運営規則第３条に定める日をいう。